



字

答申第841号
令和2年6月4日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、令和2年6月1日付け神健保予第799号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新型コロナウィルス感染症状患者の接触者における健康観察システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 新型コロナウィルス感染症患者の接触者に関する健康状態をリアルタイムに把握するため、ウェブ上の入力フォームに接触者が直接入力する健康観察システムを構築することは、効率的に健康状態の把握と有症状時の指導及び医療機関への受診勧奨など、効果的な感染拡大防止対策に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

新型コロナウィルス感染症状患者の接触者における健康観察
システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 841

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【新型コロナウィルス感染症状患者に関する情報】

○当該システムの情報から、接触者IDにより専用PC(事務処理用PC)にて突合させる情報項目

- ・患者および接触者の氏名,
- ・住所
- ・性別
- ・年代
- ・連絡先(電話番号・メールアドレス等)
- ・患者との最終接触日時
- ・患者との関係
- ・管理用フラグ
- ・接触者の健康観察期間の毎日の症状の有無等
 - ・日時

○最高体温

○咳嗽・喀痰・呼吸困難・鼻汁・鼻閉・咽頭痛・嘔氣・嘔吐・結膜充血・頭痛・全身倦怠感・関節筋肉痛・下痢・意識障害・けいれん・その他の症状の有無

○排尿・排便の有無および回数

- ・朝・夕の確認の状況
- ・担当者名(確認者名)